

日本障がい者スポーツ協会における 講習会・研修会開催における新型コロナウィルス感染症対策について

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会(以下、「当協会」とする)では、公益財団法人日本スポーツ協会と協同して発行している「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」に準じ、講習会・研修会開催に向けては本対策を講じて、これまで取り組んで参りました。この度、上記ガイドラインが令和3年2月15日付で改訂されたことに則り、本対策を見直し、一部改正することといたしました。

地域における障がい者スポーツ指導員養成講習会等の開催につきましては、この内容を参考にして、充分な新型コロナウィルス感染症対策を講じていただきますようよろしくお願ひいたします。(※内容は今後的情勢の変化に伴い変わることをご了承ください)

1. 基本方針(事前の確認・通知・対策・対応)

◆事前の確認・連絡調整

講習会等を開催するにあたり、大前提として開催される各都道府県知事の方針に従う。また、都道府県のスポーツ主管課や障がい者スポーツ協会を始めとする各関係団体と密に連絡を取り合い開催の判断や準備を行う。

◆事前通知の徹底

講習会等の参加者や講師に対し、受講決定通知や講師依頼等を通じて感染予防対策について事前に周知する。受講者には別紙「受講者用通知」で周知するとともに「体調チェックシート」に講習会開催2週間前から直前までの体調(検温・咽頭炎の有無等)を記入することを依頼する。また、対策・対応の内容を講習会等の当日に事務連絡や会場内へ掲示するなどして周知を徹底する。さらに、厚生労働省から提供されている、新型コロナウィルス接触確認アプリ(COCOA)や各地域で取り組まれている通知サービスの利用を推奨し、事前の体調管理を促す。

※以下の事項に該当する場合は、受講を見合せらるよう事前に通知する。

- ①体調がよくない場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
- ②同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ③過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接觸がある場合

◆感染予防のための基本的な対策

感染予防の対策として以下の①～③を実施する。

- ①咳エチケット、マスク着用の徹底、②こまめな手洗い・アルコール等による手指消毒の徹底、③検温・体温管理

※講習会等開催中は徹底して実施するとともに、必要な備品等は事前に揃えておく。

◆クラスター発生防止のための対策

クラスター発生防止策として以下の①～④を実施する。

①会場の換気、②ソーシャルディスタンスの確保、③近距離での会話や発声の抑制、④各対策を徹底できる定員数の設定や会場(収容数)の選定

※環境の設定や事前通知を徹底する。

◆感染が疑われる症状が出た場合を想定した対策(準備事項)

1)講習会開催地の障がい者スポーツ協会や自治体の衛生部局等と予め相談しておき、医療機関等への搬送など、対応について決めておく。

2)個人情報の取扱いに十分注意しながら、参加者より得た情報(参加申込書、「体調チェックシート」等)について、期間(少なくとも1ヶ月以上)を定めて保存する。

◆感染が疑われる症状が出た場合の対応

1)開催期間中に受講者・講師・事務局より、感染が疑われる症状の報告があった場合は、速やかに運営事務局は当該者の参加を中止し、事前に調整していた医療機関等へ連絡し、対応する。

2)当該者の症状を確認し、当協会へ報告したあと、講習期間継続の可否について判断する。

3)講習会等終了後、14日以内に感染発症の報告を受けた場合は、関係者(受講者や講師など)へ対して速やかに報告し、情報共有する。

2 具体的な対策

■会場の設営について

□施設の定めるガイドライン等に準じて設営ならびに準備を進める。

□他者との間隔を開けた座席位置とする。

□消毒用アルコールを各箇所に設置する(受付、教室入口前、WCなど)。

□トイレ等の洗面所には、石鹼・手拭き用のペーパータオルを設置し手指を乾燥させる設備は使用しない。

　　使用したペーパーを破棄する為のゴミ箱も設置する(ゴミ回収にはマスク、手袋を着用する)。

□ドアノブ、手すり、机、演台などをこまめに消毒する。

□マイク、PC、マウス、ポインター、実技用具等をこまめに消毒する。

□講習会等の定員は会場収容数に対して一定数に制限する(開催地自治体の指針に従う)。

■受付時について

□混雑を避けるため、受付時間の拡大と受付箇所の拡大に努める(距離を置いて並ぶように目印の設置等)。

□飛沫感染を防ぐため、受付担当者のマスク着用や飛沫感染防止用シート等を設置する。

□手指消毒ができるように消毒用アルコール等を設置する。

□参加費等は事前に授受できる体制を検討し、受け渡しを要する場合は、容器(受け皿)を使用して行う。

□毎朝、検温の実施と簡易的な問診による体調のチェックを行う。

■開・閉講式、事務連絡等について

- 開・閉講式における関係者挨拶は極力減らす。
- 事務連絡や講師紹介は極力減らす(書面で説明する)。

■講習会期間中について

- 受講者・事務局は常時マスクを着用する(マスクの持参を呼びかけ、事務局でも必要数用意しておく)。
- 昼食など飲食時は特に注意し、周囲の人となるべく距離を空けて対面を避け、会話は控えめにし、咳エチケットを徹底する(会話時はマスク着用)。

■座学形式の講義実施について

- 講師と参加者の距離を充分に空け、講師はできる限り所定の位置で講義する。
- 発表やグループワーク等は極力減らし、参加者同士の近距離での会話の機会を減らす。
- 会場の換気を十分に行う(少なくとも1時間に10分程度)。

■実技形式の講義実施について

- 更衣室の使用は一度での使用人数に制限を設ける。
- 集合の際は他者との間隔を開ける。
- 身体接触がある体験・実技等は極力避け、口頭や動画・画像を通じて説明する。
- 会場の換気を充分に行う。
- 終了後は手洗いや手指の消毒を必ず行う。

■その他に関する事項

- 講師との打ち合わせは極力事前に済ませ、当日の打ち合わせは短時間とする。
- 情報交換会等の飲食を伴う懇親の場は、設定しない。

地域(都道府県・指定都市)の初級講習会等における特例措置について

各地域(都道府県・指定都市)で開催される初級障がい者スポーツ指導員養成講習会等の運営方法について、昨年度に定めた以下の特例措置を令和3年度も継続して適用します。なお、資格認定講習会であるため、基準カリキュラム内容が充分に担保されたうえでの実施をお願いします。

■オンラインを活用した開催について

オンラインを活用した開催については具体的な内容、日程、受講確認方法等を検討のうえ、事前に必ず当協会までご相談ください。

■実技の運営方法について

受講者同士の身体接触等を避けるために、実技形式のカリキュラムを「座学」で実施することも可能としますが以下の内容にご注意ください。

□カリキュラムの内容が十分に担保されていること

□動画や画像、スポーツ用具等を活用し、実際の動きをイメージできるような工夫を取り入れること

<具体例>

初級

・「障がいのある人との交流」

▶実際に交流することが困難な場合は、動画や画像を活用して解説することも可

・「各障がいのスポーツ指導上の留意点と工夫」

▶紙面上で障がいのある人へのスポーツ指導上の工夫について考えるワーキング形式など

中級

・「救急処置法」「全国障害者スポーツ大会競技の指導法と競技規則」「最重度の障がい者のスポーツの実際」

▶動画や画像、スポーツ用具等を活用して実施

■期間途中で講習会等が中止となる場合

□講習会が期間途中で中止となる場合は、速やかに当協会へ報告し、講習会等開催団体と相談したうえでその後の取り扱いを決定してください。

□未受講分のカリキュラムを次年度に受講することも可能とします。ただし、資格申請手続きは全カリキュラムの受講後とします(補講の実施でも可)。

□中止となった講義が少数(全体の講義時間の25%程度)である場合は、その講義内容に沿ったレポート等の作成・提出による対応も可能とします(ただし、講義毎にレポートを作成する)。

お問合せ先

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会 スポーツ推進部

TEL:03-5695-5420 FAX:03-5641-1213